自治体 しがの仲間
発行責任者 滋賀県自治体労働組合総連合（滋賀自治労連）委員長 杉本 高
〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3番30号 電話077-527-5511/FAX 077-527-5522
2021年 5月1日 No. 316

21春闘 「最低賃金学習会」
運動にエビデンス（根拠）を与え 社会を変える力に

4月10日、滋賀県労連は静岡県立大学短期大学部の中澤秀一さんを講師に、最低賃金学習会をオンライン併用で開催し、約30人が参加しました。

中澤さんは、この間の最低生計費調査の結果に基づき、「都市では住宅費は高いが公共交通が発達していて車を所有しなくても生活ができるが、地方では車は生活必需品であり、家族構成によっては一家に一台でも足りず維持管理の負担が大きい。都市の住宅費と地方の交通費が相殺するので最低賃金を都道府県別に分ける根拠がない。」とし、そもそも現行の最低賃金が低すぎることや国の社会保障制度が弱すぎること、若年層の一人暮らしはじめ家族を形成するのが当たり前ではなくなってきているなど社会情勢の変化を指摘しました。

また、医療・福祉労働者の給与額と最低賃金の関係（下図）を例示し、「看護師や介護士の報酬は本来なら診療報酬や介護報酬などに基づく公定価格で全国一律のはずだが、実際には地域の最低賃金の影響を大きく受けており、適正な地域の賃金相場さえも歪めている。この問題は全産業に共通で、隣接する都道府県間で人材の流失や担い手不足など深刻な問題となっている。」と警鐘を鳴らしました。

その上で、「最低賃金の大幅な引き上げと全国一律化をめざす運動にエビデンスを与えるうえで最低生計費調査は極めて重要だが、数字が目的なのではなく、社会を変える一つのきっかけにしていくことが何よりも大切。」と講演を結びました。

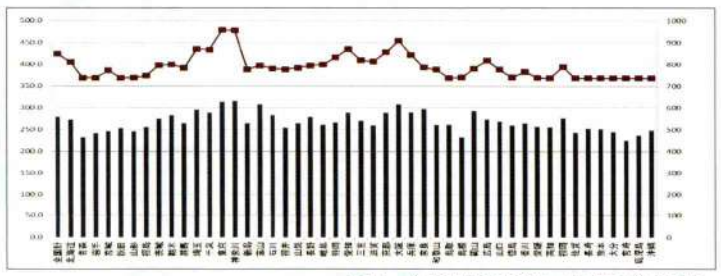

医療・介護労働者の給与と最低賃金の関係

人事院近畿事務局「春闘交渉」
地域手当、民調を時代に合った形に正せ！ 貴重な戦力の非常勤職員の処遇改善ただちに！

3月17日、近畿公務共闘は人事院近畿事務局と春闘交渉を実施。滋賀自治労連からは杉本委員長、小川書記長の2名が参加しました。

組合は、「本府省業務調整手当については、民間企業では類似する手当はほとんど支給されていないので官民比較の対象外とし、その手当相当額を基本給の引き上げに活用すること。」「現行の地域手当制度は、民間給与実態調査に基づいておらず、賃金センサスの目的外利用により算出されている。そもそも人事院が強調する民間準拠となっておらず廃止すること。少なくとも民調結果が反映可能な都道府県、政令指定都市単位とすること。」「会計年度任用職員の運用の実態は法改正本来の趣旨から大きく逸脱している。社会情勢の変化や科学技術の進歩により公務は専門分化しており、非常勤職員なしでは公務は1日たりとも持たない。貴重な戦力である非常勤職員を少なくとも希望者については常勤化するべきだ。待遇についても日本郵便労契法20条裁判の最高裁判決で指摘された病気休暇の有給化など不合理な格差の解消を直ちに図ること。」など要請しました。

アフターコロナの世界を照らす 憲法と地方自治

コロナ危機1年 改めて噛みしめる平常の大切さ

新型コロナウイルス感染症が世界中を席巻して1年以上が経過しました。

依然収束の目途は立たず、厳しい状況が続いていますが、一方でテレワークの普及拡大や防疫意識の向上など私たちの暮らしや価値観、働き方も大きく転換しました。

医療崩壊や遅々として進まない災害からの復旧・復興など、これまでの経済性や合理性に偏重した社会の脆弱性や問題点が広く国民に認識されるなか、改めて憲法と地方自治の理念が輝きを増しています。コロナ危機の教訓に学び、憲法を鑑に当たり前の日常や身近な働き方を考える機会にと、憲法記念日に寄せて自治労連弁護団の近藤公人弁護士（滋賀第一法律事務所）より特別寄稿をいただきましたので紹介します。

自治労連弁護団滋賀支部
弁護士　近藤　公人さん

私たちには、幸福追求権（憲法13条）、生存権（憲法25条）という権利があります。憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しています。

つまり国は、「すべての生活部面において」「公衆衛生の向上及び増進に」努めなくてはなりません。したがって、国は、コロナ禍のもとで、労働者が健康で生活できるような公衆衛生の環境をつくらなければなりません。

一部の国では、国民の半数のワクチン接種が終わり、ワクチン効果が出始めているという国もあります。日本はどうでしょうか。ようやく医療関係者へのワクチン接種が始まり、4月に入り、高齢者のワクチン接種が始まったところです。働き盛りの労働者への接種は、いつ始まるのでしょうか。

コロナ禍で、労働環境が著しく変化しました。そして、新しい労働問題も発生しました。感染リスクの高い満員電車での通勤、リモート勤務でのプライバシー侵害、自宅のリモート環境の経費の問題、シフト減による収入減など、2年前では予想できなかった労働問題が発生しています。また、健康上の理由などでマスクを着用できない労働者もいますが、マスク着用を拒否した労働者が解雇された事件なども発生しています。

私は、「健康で文化的な最低限度の生活」の「健康」の中には、精神的な健康も含まれていると考えます。身近に、無症状のコロナ感染者がいるのではないかと思いながら働くのは、大変不安です。この不安を解消するためにも、PCR検査や抗体検査を誰もが安く（国の一部負担）受けられるようにすべきです。

いまこそ、「憲法を暮らしに生かそう」という時代ではないでしょうか。

知っとコラム 自治体職員の賃金はどうやって決まるのですか？

地方公務員法24条2項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定しており、国はその中でも民間企業従業員の賃金と国家公務員の給与を重視するよう地方自治体に圧力をかけています。（地域の民間賃金を基準、しかし地域の国家公務員を超えてはならない。）

具体的には、民間企業の春闘が落ち着いた4月下旬ごろから、国の人事院と地方人事委員会（都道府県、政令市、和歌山市、特別区）が共同・分担して4月支給にかかる民間企業労働者の賃金実態を調査します。この調査を「民間給与実態調査」（略して「民調」）と呼びます。この民調結果と国家公務員（行政職俸給表一適用者）の4月の給料を比較して較差を算出します。（この較差のことを「官民較差」といいます）

官民較差を解消するため、俸給表の改定や手当の改正などが必要となる場合、人事院は政府および国会に対して勧告を行います。（8月上旬ごろが通例）これを「人事院勧告」（略して「人勧」）と呼びます。勧告を受けた政府は、取り扱いを検討し、必要な法改正や予算を国会に提出し、議決を受けます。（概ね11月）

一方で、地方人事委員会では、民調結果に基づき当該自治体職員と民間企業労働者との賃金較差（「公民較差」といいます）を算出し、給料表の改定や手当の改正などが必要となる場合に、首長と議会に対して勧告を行います。（9月から10月が通例）これが「人事委員会勧告」です。

勧告を受けた首長は、当該自治体の労働組合と団体交渉し（「確定交渉」と呼びます）、その結果を受けて、必要な条例改正や補正予算を議会に提案し、議決を受けます。

人事委員会を持たない地方自治体では、国の人勧や地方人事委員会勧告などを参考に、労働組合と確定交渉を行い、その結果を受けて、必要な条例改正や補正予算を議会に提案し、議決を受けます。

条例成立後の（賃上げの場合多くは4月1日に遡及する）しかるべき時期に賃金の差額を支給するか、不足額の精算を行います。

注）前号で「地方公務員法第24条3項」とした部分は、2項の誤りでしたので訂正しお詫びします。

シリーズ
民主的自治体労働者論の実践
～前編～

市民とともに市政を変えた 自治労連近江八幡市職の取り組み

95億円庁舎問題が決着 市民と小西理市長の約束が実現

95億円庁舎に決着 コンパクトな庁舎へ 市民や職員に安どの声

近江八幡市は2021年1月27日、新庁舎の工事請負契約解除にかかる和解金4億600万円を請負業者に支払う補正予算案を臨時市議会に提出し、市議会は19対3の賛成多数で可決しました。これで、2018年の市長選挙で最大の争点となった95億円市庁舎問題が決着しました。

この問題の解決には、自治労連近江八幡市職（以下「市職」）も共同した「市民が考える庁舎の会」が、「贅沢な庁舎よりも住民の暮らし改善を」の立場で運動してきたことが大きく影響しています。市民と小西理市長、市職の取り組みをシリーズで振り返ります。

学習会から 住民投票条例運動へ

市庁舎の建替え問題が話題となりはじめた2014年11月に、市民有志が「近江八幡市庁舎建替えとまちづくり」の学習会を開催しました。小西理氏はこの学習会の準備から運動に参画し、市職もかかわってきました。

市民の声に耳を貸さず、豪華庁舎建築に驀進する前市長に対して、学習会に集まった市民を中心に、「市民が考える庁舎の会」（以下「会」）を結成し、2017年5月に「95億円庁舎建設の是非を問う住民投票条例」の直接請求に取り組みました。合併後の近江八幡市として初めての運動で、有権者の12％にあたる8,118筆の署名を集め前市長に直接請求しました。

前代未聞の議会無視 審議中にもかかわらず「否決」の市広報が

2017年7月28日に配布された市広報8月号に住民投票条例案が「否決された」とする市長コラムが掲載されましたが、条例案の本会議採決は同日の夜であり、前市長の議会無視、民主主義破壊の姿勢が明らかとなり、市民やマスコミから批判の声があがりました。

条例案は賛成議員6人の賛成少数で否決されました。

住民投票条例案

「否決」広報配布で 近江八幡市長謝罪

「気の緩みがあった」

近江八幡市の市庁舎整備計画の是非を問う住民投票条例案が「否決された」とする冨士谷英正市長のコラムを掲載した市広報誌が市議会の議決前に一部地域で配られた問題で、冨士谷市長は18日までに市議会各会派の政策懇談会で謝罪した。

市議によると、冨士谷市長は広報誌配布と車検切れの公用車使用、不動産の差し押さえ解除ミスといった相次いで判明した市の不祥事に触れ、「気の緩みがあった。全て私の責任。緊張感を持ってやりたい」という趣旨を述べたという。

市秘書広報課の説明では、広報8月号は市議会が条例案を賛成少数で否決した7月28日夜より前に、一部市民の目に触れた。コラムの締め切りは同20日で市長は予定原稿として執筆、同課は配送を遅らせる指示を出し忘れていたという。

条例案を直接請求した「市民が考える庁舎の会」（小西理代表）は3日、「議会軽視、市民軽視の独善的な政治姿勢」とする抗議声明を出した。（森敏之）

決着は市長選で 請願署名と市長候補擁立

住民投票条例案の否決を受けた「会」では、市民の意見を反映させるためには、2018年4月に行われる市長選で決着するほかないと判断し、「新庁舎の建設は市長選挙後に先送りを求める署名」（請願署名）を2017年9月から開始するとともに、署名運動を連帯して進めていた「住みよい近江八幡市をつくる会」が、11月15日に、市長選挙に小西理氏の擁立を決定し、市職は組織討議の結果小西氏を推薦決定しました。

請願署名提出、入札・工事を強行、市長選挙へ

「会」は12月議会に1万筆を超える請願署名を提出し、入札は市長選挙後に行うよう求めました。しかしここでも前市長は市民の意見を無視し、2018年1月に入札実施、臨時議会の承認を得て工事請負契約を締結、2月に工事着工を強行しました。

徹頭徹尾、市民の声に耳を貸さない前市長の姿勢は、市民の批判を受けることとなり、4月15日に実施された市長選挙では、工事の白紙撤回を公約とする小西氏が1万票近く差をつけて当選し、市長就任日の4月25日に、請負業者へ工事請負契約の解除を通告しました。

（つづく）

みんなの声

◎今年は桜の開花が早かったですね。もっと長く咲いて、ゆっくり散ってくれたらいいのになと思います。
山藤　千穂　近江八幡市

◎コロナコロナで1年が経ちました。色んな方々からの励ましのお言葉など、とても感謝しています。
一時期は減っていた感染者数も、またどんどん増加しています。重症化しないように、ストレスも最小限になるようにと、看護師として日々患者さんと一緒に頑張っています。1日も早くコロナが終息するように、日々祈っています。
沖田　文代　大津市労連

◎コロナ禍前まではテイクアウトできなかった商品のテイクアウトが始まって、家でも手軽に美味しい料理を楽しめるようになりました。新しい生活様式、新しい食スタイル、だいぶ慣れてきた気がします。
岡井　雅子　日野町職労

◎春は大好きですが、花粉が辛いです。
鈴木　志歩　栗東市職

言ーたい劇場

小菅りや子

▶ WEBで簡単応募ができます

話題の映画

久々のスタジオジブリ作品
『アーヤと魔女』宮崎 吾朗監督

英国の作家、ダイアナ・ウィン・ジョーンズの児童書を原作にしたスタジオジブリ初の3DCG長編アニメ。明るく、たくましく生きる少女」を描いた作品です。「子どもの家」で育った10歳の少女、アーヤ。怪しげな2人組の家に引き取られた先は魔法使いの家。アーヤは魔法を教えてもらうことを条件に働き始めます。　4月8日から全国ロードショー。

くらしと統計

運転免許証

コロナ影響！？返納が減少

自動車運転免許証の自主返納が新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少？

2020年の自主返納件数は5万2381件で前年より4万8641件減少したことが、警視庁のまとめでこのほどわかりました。

免許証自主返納は1998年に始まり、ほぼ毎年増加していましたが、一転しての減少は、新型コロナの影響で外出しづらくなった高齢者が自主返納をためらったのでは、とみられます。

高齢ドライバーについては免許更新時に実車による運転技能検査（75歳以上）が導入されるなど対策が強化されています。

まちがいは7つ

桂

【問題】上の絵と下の絵を比べると7カ所間違いがあります。どこでしょう。

（一次締切）5月15日（土）
（二次締切）5月31日（月）

正解者の中から抽選で図書カードを進呈。（一次締切日を過ぎて郵送された方にも当選権あり。二次締切当選者は翌々月号に発表）

クロスワードパズル当選者

《前号の正解》クロスワード答え「チューリップ」

《314号（二次締切）当選者4名》
内田　善子様（滋賀県職員組合）
中村　萌衣様（滋賀県職員組合）
中村　亨子様（大津市労連）
鈴木　志歩様（栗東市職員組合）

《315号（二次締切）当選者5名》
山吹　怜佳様（滋賀県職員組合）
福西　翔平様（近江八幡市）
山藤　千穂様（近江八幡市）
重田　貞佳様（大津市労連）
竹中　真美様（大津市労連）

【応募方法】
WEB・ハガキ又はFAXで。答え、住所、氏名、単組名、職場のできごと、話題、家族のたよりなど、ひとことお書きください。（匿名不可）

【送り先】
〒520-0051
大津市梅林一丁目3-30
こうぜんビル1F　滋賀県
自治体労働組合総連合
FAX 077(527)5522